

第79期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

●事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 ・ 1

●連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 ・ ・ ・ ・ 7

連結注記表 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8

●計算書類

株主資本等変動計算書 ・ ・ ・ ・ ・ 22

個別注記表 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 23

第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

株式会社 東京エネシス

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム構築の基本方針）を取締役会で決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った事業運営と企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京エネシスグループ企業行動憲章」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。
- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、従業員に対して、必要に応じて職務遂行の状況について、取締役会への報告を求める。
- ③ 取締役会の意思決定に基づく業務執行を迅速かつ効率的に進めるため、経営執行会議を設置する。経営執行会議は、原則として月2回、また必要に応じて開催し、取締役会付議事項のほか、事業運営上の重要課題を審議・決定を行う。これにより、業務執行全般を統括するとともに、リスク管理及び企業倫理を重視したコンプライアンス経営の徹底を図る。
- ④ 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に的確な情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営執行会議の議事録その他職務執行に係る情報については、その作成から利活用、保存、廃棄に至るまでを社内規程で定め、適切に管理する。

(3) リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、東京エネシスグループの事業活動に伴うリスクを定期的に、又は必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映する。また、東京エネシスグループでリスクの管理がなされるよう、社内規程を整備する。
- ② 個々のリスクの管理は、社内規程に従い業務所管箇所が職務遂行の中で管理することを基本とし、複数の所管に跨る場合は、部門間協議の上、組織横断的なタスクチーム等で適切に管理する。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営執行会議及びリスク管理委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 - ④ 当社事業運営の基盤をなす「品質」・「安全」・「環境」に係るリスクについては、統合マネジメントシステムに従い、リスクアセスメントを徹底し、リスクからの回避に努める。
 - ⑤ 大規模地震・風水害等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。
 - ⑥ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が重点監査項目として定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営管理サイクルを明示するとともに、管理サイクル上の会議体の位置付けを明確にし、経営上の重要事項については、取締役会のほか経営執行会議、その他の会議体において適宜・適切に審議する等、効率的な意思決定を図る。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び従業員がそれぞれ迅速かつ適切にこれを執行する。
 - ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、業務執行の効率性向上と適正の確保に資するIT環境の整備を図る。
- (5) 従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 従業員が「東京エネシスグループ企業行動憲章」を遵守するよう、企業倫理統括責任者及び各部署に配置する企業倫理責任者が、中心となりその定着化と徹底を図る。
 - ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については企業倫理推進規程に基づき、審議の上、適切に対応する。
なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い厳重に保護する。
 - ③ 職務遂行に係る社内規程の策定にあたっては、遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等によって当該規程に基づく職務遂行の徹底を図る。
 - ④ 従業員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務遂行状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。

- (6) 当社及び子会社から成る東京エネシスグループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、東京エネシスグループとして、目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営計画・経営目標として示し、その達成に向け東京エネシスグループをあげて取り組む。
 - ② 職務執行上の重要な事項については、社内規程等を整備し、子会社からの事前協議や営業成績、財務状況その他の重要な情報について、報告を受ける体制を構築する。
また、当社取締役と子会社取締役が定期的に意見交換を行うこと等により、東京エネシスグループの経営状況を把握するとともに、東京エネシスグループにおける経営課題の共有と解決に相互が努める。
 - ③ 「企業倫理相談窓口」を東京エネシスグループで利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、東京エネシスグループの業務の適正を確保する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
監査等委員会の職務を補助する従業員を配置する。
ただし、専任・兼任及びその人事に関する事項については、事前に監査等委員会と協議する。
- (8) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、当社の就業規則に従うが、当該従業員への指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮命令に優先的に服するものとする。
- (9) 監査等委員会への報告に関する体制
- ① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会の求める事項について、必要な報告を行う。
 - ② 子会社の取締役、従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
 - ③ 監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないことを、社内規程に明記する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員が経営執行会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。
 - ② 会計監査人及び内部監査組織が、監査等委員会と連携を図るための環境を整える等、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ③ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
東京エネシスグループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、その取引を含めた一切の関係を遮断する。
また、取引先に対しては、契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記し、その徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、経営環境の変化に即応できる意思決定の迅速化と経営監督機能のさらなる強化を目的として、2025年10月1日付で、経営体制の最適化を図るべく「内部統制システム構築の基本方針」を改訂いたしました。本改訂に基づき、従来の常務会及び事業運営会議を統合し、経営執行会議を新たに設置いたしました。これにより、経営判断とリスク評価を一元的に集約し、意思決定プロセスの重複を排除することで、執行側の機動性を向上させました。同時に、取締役会が中長期的な経営戦略の審議と監督に専念し得る環境を整え、グループ全体のガバナンスがより実効的に機能する体制を構築しております。

(1) 取締役の職務執行の適正性に対する取り組み状況

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に則り、当期は14回開催し、中長期的な経営課題や持続的な企業価値向上について多角的な審議を行いました。新設した経営執行会議では、前身の会議体を含め年間42回（うち、経営執行会議は15回）の集中的な審議を経て、執行側の意思決定を迅速化しました。こうした体制を機能させることで、取締役会の監督機能と、経営執行会議が担う機動的な業務執行が両立する、透明性の高い経営体制を運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要文書に加え、新たに設置した経営執行会議の議事録についても、法令及び社内規程に準拠し、適正に作成・保存しております。これらの重要文書は、監査等委員や取締役が必要に応じて常時閲覧できる体制を維持しており、情報の透明性と適正な管理を継続的に担保しております。

(3) リスク管理に対する取り組み状況

経営に重大な影響を及ぼすリスクを適切に管理するため、代表取締役社長 社長執行役員が議長及び委員長を務める経営執行会議並びにリスク管理委員会を運営しております。経営執行会議では、業務運営上の重要課題の審議とリスク評価を一体化させ、不測の事態に対する即応体制を確立しております。一方、リスク管理委員会（当期3回開催）では、潜在的リスクの未然防止を目的とした施策やグループ各社の取り組みを総括的に管理しております。とりわけ、近年深刻化するサイバー攻撃への対策として、最新の「ゼロトラスト」環境を構築し高度な防護ソフトの導入により、情報資産を強固に守る基盤を整備いたしました。

(4) 当社グループにおける業務の適正性・効率性に対する取り組み状況

「グループ会社管理規程」に基づき、各社からの事前協議や定期的な報告を受け、適切な指導・支援を継続しております。当期のグループ経営会議（当期2回開催）では、グループ全体の企業価値向上に向けた課題を共有いたしました。また、グループ会社経営層との意見交換会（トップヒアリング）を開催し、全グループ会社の成長戦略や事業計画についての議論を通じて、グループにおける経営品質向上と組織力の最大化を推進しております。

内部監査部門は、当社及びグループ会社を含む25の事業拠点を対象に、リスクに基づいた監査並びに内部統制の有効性に係る評価を実施しました。監査結果は、取締役会及び監査等委員会のほか、経営執行会議へも直接報告するルートを確保しております。同報告体制を効果的に活用し、監査を通じて抽出された指摘事項に対しては、年度内には是正を完了させるなど、執行ラインへの速やかな指示とフォローアップによる実効性の高い改善体制を運用しており、経営目標の達成を阻害する要因を迅速に排除する体制を整えております。

(5) コンプライアンス体制

「東京エネシスグループ企業行動憲章」を指針とし、従業員及びグループ全体に周知徹底しております。企業倫理の醸成においては、意識調査の結果を反映した職場対話や教育を展開し、経営執行会議等で施策の進捗を定期的に確認しております。内部通報制度の拡充に向け、新たに「企業倫理運営会議」を設置して対応プロセスを明確化いたしました。発生した相談案件に対しては、事実関係の調査に基づく是正措置を迅速に講じるとともに、その要因分析を反映した再発防止策を全社展開することで、コンプライアンス経営のさらなる実効性向上に努めております。また、通報者保護の徹底や反社会的勢力の排除など、外部専門機関とも連携し健全な経営体制を維持しております。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み状況

監査等委員が、取締役会及び経営執行会議等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べる体制を整備しております。特に、取締役会への付議・答申を意思決定する経営執行会議を常時モニタリングすることで、内部統制システムの構築・運用状況について実効性の高い監視を行っております。また、日常的な監査活動として、重要な決裁書類等の閲覧や業務監査における各部門からの報告、さらには会計監査人及び内部監査部門との密接な連携（定期的な協議を含む三様監査）を通じて、多角的な情報収集と検証を継続しております。あわせて、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とも適宜意見交換を行い、連携を強化しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,881	3,741	60,406	△1,287	65,741
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,799		△1,799
親会社株主に帰属する当期純利益			4,287		4,287
自 己 株 式 の 取 得				△371	△371
自 己 株 式 の 処 分		11		19	31
自 己 株 式 の 消 却		△30	△1,529	1,560	-
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△18	958	1,208	2,148
当 期 末 残 高	2,881	3,722	61,365	△79	67,889

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	2,613	72	2,685	68,427
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,799
親会社株主に帰属する当期純利益				4,287
自 己 株 式 の 取 得				△371
自 己 株 式 の 処 分				31
自 己 株 式 の 消 却				-
連結子会社株式の取得による持分の増減				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,114	△238	1,876	1,876
連結会計年度中の変動額合計	2,114	△238	1,876	4,024
当 期 末 残 高	4,728	△166	4,562	72,452

連 結 注 記 表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

子会社（10社）は、すべて連結しております。

子会社名は、東工企業(株)、(株)バイコム、(株)テクノ東京、(株)東輝、Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.、Admiration Co.,Ltd.、(同)境港エネルギーパワー、(同)熊本エネルギーパワー、(同)北アルプスエネルギーパワー、Tokyo Enesys Vietnam Co.,Ltd.であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（SCI Enesys Co.,Ltd.、(同)会津こもれび発電所、アサバナエネシスエンジニアリング(株)、(同)白馬猿倉小水力発電）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.	12月31日
Admiration Co.,Ltd.	12月31日
Tokyo Enesys Vietnam Co.,Ltd.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、上記決算日の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日である3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法
材料貯蔵品……………個別法による原価法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、以下の資産については定額法を採用しております。

- ・1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）
- ・2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
- ・一部の子会社の資産（機械・運搬具、工具器具・備品）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	8～47年
機械・運搬具	4～17年
工具器具・備品	2～15年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、顧客関連資産については、その効果の発現する期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の次期繰越工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 設備工事業

主に電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工を行っており、長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の施工進捗により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を基にして収益を認識しております。進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を算出しております。なお、工期がごく短い契約については、顧客との引き渡し検収が完了した一時点で収益を認識しております。

② その他の事業

その他の事業には、発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業及び卸売業が含まれており、すべて契約した履行義務の充足により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結子会社の決算日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年間で均等償却しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度に全額一括費用処理しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還期間にわたり、定額法により均等償却しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「デリバティブ評価益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「デリバティブ評価益」は34百万円であります。

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「投資事業組合運用損」は1百万円であります。

前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は43百万円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

(工事契約における一定の期間にわたる収益認識)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 完成工事高 58,052百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

設備工事業の一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を算出しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の見積りに用いた仮定は工事原価総額であり、工事原価総額は実行予算によって見積っております。実行予算は、入手可能な情報に基づいた施工条件や資機材価格等を仮定し、作業効率等を勘案して工種毎に詳細に積み上げて作成しますが、工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくくなります。このため、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断により見積られるため、不確実性を伴うものとなります。

原価総額の見積りの結果、将来の損失の発生が見込まれ、損失金額を合理的に見積ることができる場合には、損失見込額を工事損失引当金として計上することとしております。

③翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響

工事着手後は実際の発生原価と対比して、適時・適切に実行予算の見直しを行っていますが、設備工事における人的・物的事故の内的要因や、市況の変動、自然災害及び感染症拡大等の外的要因により、仮定要素は将来変動する可能性があります。工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴うことから、見積りに乖離が生じた場合には完成工事高に影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 26,406百万円 |
| 無形固定資産 | 2,028百万円 |

当連結会計年度に計上した減損損失については、連結損益計算書に関する注記に記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループの資産のグルーピング、減損の兆候の判定並びに認識及び測定の方法については以下のとおりです。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フローの生成単位については、他の資産又はグループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別されるグループの最小単位としております。

減損の兆候は、各資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合や、固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは経営環境の著しい悪化を認識した場合等に減損の兆候があるものと判定しております。

減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値により測定しております。

正味売却価額については、外部の専門家である不動産鑑定士の評価等に基づいており、不動産鑑定評価の算定における主要な仮定は、土地の市場価格及び建物等の再調達原価、経済的耐用年数であります。また使用価値については、将来の事業計画に基づいており、将来の事業計画における主要な仮定は、事業から得られる収益及び原価の仕入価格であります。

③翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響

回収可能価額の基となる主要な仮定は、経済環境の変化等による影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産減価償却累計額 18,880百万円
2. 保証債務
金融機関からの借入金に対する保証債務
合同会社網走バイオマス第2発電所 283百万円
合同会社網走バイオマス第3発電所 268百万円

合計 552百万円
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく内容は次のとおりであります。
コミットメントライン契約の総額 2,000百万円
借入実行残高 -百万円

差引額 2,000百万円

【連結損益計算書に関する注記】

当連結会計年度において、以下の固定資産について減損損失を計上しております。

(単位 百万円)

会社名	用途	種類	減損損失
Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.	事業用資産	機械・運搬具	313
		工具器具・備品	51
		無形固定資産	5

当該資産については、収益性が著しく低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額によって測定し、不動産鑑定評価等に基づき評価しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的、中長期的運用ともに、安全性の高い金融商品で運用しております。また、投機目的の取引は行わない方針であります。

資金調達については、運転資金及び設備資金の一部を金融機関からの借入及び社債の発行により調達しております。

営業債権である、受取手形、完成工事未収入金及び契約資産並びに電子記録債権に係る一部の信用リスクについては、取引先の信用状況を継続的に把握して与信管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券や株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である工事未払金及び電子記録債務は1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引については、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しており、投機的な取引は行いません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（組合出資金を含む）（連結貸借対照表計上額7,965百万円）は、「其他有価証券」には含めておりません。また、「現金預金」、「電子記録債権」、「工事未払金」、「電子記録債務」、「短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）」は、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	49,873	49,633	△240
(2)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	10,505	10,505	－
(3)長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	2,632	2,230	△401
資産 計	63,011	62,369	△641
(1)社債	5,000	4,889	△110
(2)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	5,134	4,874	△259
負債 計	10,134	9,764	△369
デリバティブ取引(※)	116	116	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,223	—	—	8,223
社債	—	2,282	—	2,282
デリバティブ取引	—	116	—	116
資産計	8,223	2,399	—	10,622

②時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	—	49,633	—	49,633
長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	—	2,230	—	2,230
資産計	—	51,863	—	51,863
社債	—	4,889	—	4,889
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	4,874	—	4,874
負債計	—	9,764	—	9,764

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 受取手形、完成工事未収入金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を、満期までの期間を加味した利率により、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

上場株式は活発な市場における相場価格を用いて評価しているため、レベル1の時価に分類しており、短期社債及び社債は取引金融機関から提示された価格に基づき算定し、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期貸付金（1年内回収予定の長期貸付金を含む）

将来キャッシュ・フローと事業債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 社債

当社の発行する社債の元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な部門別及び財又はサービスの移転時期に分解した収益の情報は以下のとおりです。

(単位 百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	設 備 工 事 業		
部門別			
グリーンエネルギー事業部門	10,458	－	10,458
エネルギー部門	46,515	－	46,515
原子力部門	20,026	－	20,026
その他	△27	6,110	6,082
顧客との契約から生じる収益	76,973	6,110	83,083
外部顧客への売上高	76,973	6,110	83,083
財又はサービスの移転時期			
一時点	9,317	6,110	15,427
一定の期間	67,655	－	67,655
顧客との契約から生じる収益	76,973	6,110	83,083
外部顧客への売上高	76,973	6,110	83,083

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業及び卸売業を含んでおります。

2. 売上高は主に顧客との契約から生じた収益であり、その他の源泉から生じた収益の額に重要性はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね7ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(1) 設備工事業

主に電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工を行っており、長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の施工進捗により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を基にして収益を認識しております。進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を算出しております。なお、工期がごく短い契約については、顧客との引き渡し検収が完了した一時点で収益を認識しております。

(2) その他の事業

その他の事業には、発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業及び卸売業が含まれており、すべて契約した履行義務の充足により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位 百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	21,886	22,510
契約資産	22,042	27,937
契約負債	2,235	3,512

契約資産は、設備工事業による工事契約において、履行義務の充足により一定の期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。

契約負債は、主に工事契約における顧客からの未成工事受入金及び前受金であります。契約負債は、主に工事の進捗に伴い売上債権及び契約資産と相殺されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

設備工事業の残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	当連結会計年度
1年以内	67,868
1年超2年以内	21,120
2年超3年以内	9,272
3年超	46,670
合計	144,931

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,186円58銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 128円96銭 |

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準	備 本 金	そ の 他 本 金	利 準	備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
配 当 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	そ の 剰 余	剰 余	剰 余	剰 余	剰 余	
当 期 首 残 高	2,881	3,723	18	720	1,000	407	
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						△118	
剰余金の配当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			11				
自己株式の消却			△30				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	△18	-	-	△118	
当 期 末 残 高	2,881	3,723	-	720	1,000	288	

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	29,000	26,884	△1,287	63,347	2,613	65,961
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		118		-		-
剰余金の配当		△1,799		△1,799		△1,799
当 期 純 利 益		4,078		4,078		4,078
自己株式の取得			△371	△371		△371
自己株式の処分			19	31		31
自己株式の消却		△1,529	1,560	-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					2,114	2,114
事業年度中の変動額合計	-	867	1,208	1,938	2,114	4,053
当 期 末 残 高	29,000	27,752	△79	65,286	4,728	70,014

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未 成 工 事 支 出 金……………個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品……………個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 8～47年

機械・運搬具 4～17年

工具器具・備品 2～15年

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、顧客関連資産については、その効果の発現する期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
工事損失引当金	受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の次期繰越工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異については、発生した事業年度に全額一括費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①設備工事業

主に電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工を行っており、長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の施工進捗により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を基にして収益を認識しております。進捗度は工事の総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を算出しております。なお、工期がごく短い契約については、顧客との引き渡し検収が完了した一時点で収益を認識しております。

②その他の事業

その他の事業には、発電事業、不動産事業が含まれており、すべて契約した履行義務の充足により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年間で均等償却しております。

7. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還期間にわたり、定額法により均等償却しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「デリバティブ評価益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「デリバティブ評価益」は34百万円であります。

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「投資事業組合運用損」は1百万円であります。

前事業年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「固定資産売却益」は2百万円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

(工事契約における一定の期間にわたる収益認識)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 完成工事高 58,306百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表 会計上の見積りに関する注記(工事契約における一定の期間にわたる収益認識)に注記しておりますので、記載を省略しております。

(関係会社株式等の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------------|----------|
| 関係会社株式 | 807百万円 |
| その他の関係会社有価証券 | 1,321百万円 |
| 関係会社評価損 | 520百万円 |
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
関係会社株式及びその他の関係会社有価証券は市場価格のない株式であることから、評価にあたっては、当該株式等の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、減損処理を行うこととしております。
回復可能性の判断においては、関係会社の事業計画等に基づき実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討しております。
関係会社株式及びその他の関係会社有価証券を評価した結果、当事業年度においてTokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.の株式について、520百万円の関係会社株式評価損を計上しております。

(長期貸付金の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 長期貸付金 17,332百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
長期貸付金は、貸付先の経営成績及び財政状態等の状況を勘案し回収可能性を判断しており、貸付先の経営成績の悪化等により貸付金の回収可能性が著しく低下した場合には、貸倒引当金を計上することとしております。
回収可能性は事業計画等に基づき将来の支払能力を検討しておりますが、将来の不確実な経済環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により貸付先の経営成績及び財政状態が悪化した場合、翌事業年度以降の計算書類において、長期貸付金の金額に影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産減価償却累計額	13,118百万円
2. 保証債務	
金融機関からの借入金等に対する保証債務	
Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.	24百万円
合同会社網走バイオマス第2発電所	283百万円
合同会社網走バイオマス第3発電所	268百万円
合計	576百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	9,592百万円
長期金銭債権	17,332百万円
短期金銭債務	1,063百万円
長期金銭債務	97百万円
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく内容は次のとおりであります。	
コミットメントライン契約の総額	2,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,000百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
売上高	13,646百万円
仕入高	3,525百万円
その他営業取引高	106百万円
営業取引以外の取引高	162百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	88,889株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

退職給付引当金	1,313百万円
賞与未払金	740百万円
関係会社株式評価損	362百万円
工事損失引当金	229百万円
未払事業税	161百万円
その他	725百万円
繰延税金資産小計	3,533百万円
評価性引当額	△782百万円
繰延税金資産合計	2,750百万円

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,013百万円
前払年金費用	△386百万円
顧客関連資産	△345百万円
その他	△176百万円
繰延税金負債合計	△2,921百万円
繰延税金資産の純額	△171百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位 百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	東京電力 ホール ディングス(株)	被所有 直接18.1%	電力関連設備 工事の請負等	電力関連設備 工事の施工等	11,044	完成工事未収入金 及び契約資産	7,824
						契約負債	48

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	東工企業(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	-	その他の流動資産 (短期貸付金)	119
						長期貸付金	1,484
子会社	(同)境港エネ ル ギーパーワー	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	-	その他の流動資産 (短期貸付金)	600
						長期貸付金	9,600
子会社	Admiration Co., Ltd.	所有 直接48.9%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	419	その他の流動資産 (短期貸付金)	373
						長期貸付金	4,159
関連会社	(同)会津こも れび発電所	所有 直接46.0%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	-	その他の流動資産 (短期貸付金)	148
						長期貸付金	2,076

(注) 貸付に係る金利につきましては、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

3. その他の関係会社の子会社等

(単位 百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社の 子会社	東京電力 パワーグリッド(株)	-	電力関連設備 工事の請負等	電力関連設備 工事の施工等	6,818	完成工事未収入金 及び契約資産	6,051
						契約負債	65

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	2,113円03銭
2. 1株当たり当期純利益	122円65銭